



はちみつ便り

〒123-0845 足立区西新井本町2-23-1 TEL03-3856-6511

介護保険法が変わりました。



平成27年4月1日より、介護保険法が改正しました。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者数が急増すると予想され、これに備えるための改正です。

主な改正点をご紹介します。

平成27年4月～

「特別養護老人ホーム」の 入所は要介護3・4・5に限定

原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上に限定します。(既入所者は除く)但し、やむを得ない事情がある場合には、要介護1・2であっても、例外的に入所が認められる場合があります。

平成27年8月～

「施設入所等」における食費や 居室代の見直し

住民税非課税世帯である入所者には、申請に基づき負担軽減を図ってきましたが、今後は、「預貯金」「配偶者の所得」「非課税年金(遺族年金、障害年金)」等の資産も勘案され、給付が決定します。

平成27年4月～

介護保険サービスにおける利用料や要件の見直し

サービス利用料や加算等の改定・見直しがされ、ご利用されているサービスによっては、料金が変わる場合があります。

例) 要支援1の認定で、「介護予防訪問介護」を利用した場合(加算は除く)

平成27年3月まで: 週1回利用 約1,381円 / 1ヶ月

平成27年4月より: 週1回利用 約1,332円 / 1ヶ月

※ただし平成27年8月より、一定以上の所得がある方は、1割から2割へサービス利用料金の自己負担金が変更されます。



うつ病と認知症



日に日に春の訪れを感じる季節ですが、「花冷え、寒の戻り」という言葉の通り、朝晩の気温差が大きく、環境が変化する時でもあります。その変化に心身ともにストレスを感じ、うつ病を発症することがあります。「食欲がない、眠れない」等の症状が現れたら、一度受診をしましょう。また、うつ病は、軽い記憶障害・判断能力の低下など、認知症に似た症状が出現することがあり、「認知症」と間違われることも多い病気です。うつ病であれば、症状が改善される可能性がありますので、専門医への受診をお勧めします。

平成27年2月13日（金）老人会「興北寿楽会」へ『認知症の予防と対策』をテーマにした講座をお届けしました。皆様、熱心にお聞き頂き、『認知症』に対する関心の高さを感じました。

今年度も地域の皆様と一緒に様々な教室や講座をおこなっていく予定です。ご希望やご要望はお気軽にお寄せ下さい。



介護保険外サービス、ここが変わりました！！

『紙おむつ支給事業』

- ①ポイントの変更（ポイントが変更されているものがあります）
- ②ライフリー のびーるフィット薄型軽快テープ止め S～M、Lが追加されます。
- ③足立薬業組合より、成玉舎（株）に委託業者が変更になりました。

『緊急通報システム』

ALSOK から上陽テクノ（株）に委託業者が変更になりました。



新しい仲間が増えました

4月より入職しました、中村です。早く地域の皆様のお役に立てるよう日々努めて参りたいと思います。よろしくお願いします。



2月に入職しました、渡邊です。地域の皆様のお力になれるよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

